

特集

徹底検証・消費税導入 26 年

消費税増税への財界の執念と狙い

安藤 実

はじめに

本稿の課題は、日本財界の税制に対する姿勢、とりわけ消費税増税に対する執念と、その狙いはなにかを明らかにすることである。財界人などの大型間接税に対する執念は、直接税中心のシャウプ勧告税制に対する、強い異論の形で表れていた。しかし 1950 年代前半に行われたシャウプ勧告税制の「修正」では、大型間接税の導入はなかった。大型間接税たる取引高税の失敗の経験が、まだ生々しかったことも影響したといえる。その意味では、40 年かけて実現した消費税導入は、財界の宿願達成と見ることができる。

1 シャウプ勧告税制（1949 年）

① 「教育的な仕事」

1948 年 10 月、マッカーサー元帥の使者として、GHQ 歳入課の責任者モスがコロンビア大学にシャウプ教授を訪ね、税制改革を勧告する訪日使節団長への就任を要請した。この時、シャウプ教授は使節団員の人選と使節団報告書を英和対訳で検閲なしに刊行することの二つを、団長受諾の条件としたという。

実際に、『シャウプ使節団の税制勧告』は 1949 年 10 月、本文・付録とも全 4 巻、見開き

の左側に英文、右側に日本語訳という形式で、約 2 万セット発行され、日本各地に広く配布されている。シャウプ教授が英和対訳での報告書刊行を求めたのは、使節団の作業を「教育的な仕事」と考えたからで、みずからその意図について、「税制を明るみに出すこと、公衆に税制とその課題を理解するチャンスを与えることだった」と述べている。

戦後日本の政治課題は、ポツダム宣言の実行、すなわち日本政治の民主化・自由主義化であり、税制改革も財閥解体と関連づけられていた。連合国側から、財閥が日本軍国主義の経済的土台となったと見られていたからである。シャウプ勧告には、「莫大な富の蓄積は、日本にとって特に危険…このような蓄積を税制によって阻止しなければ、かれらはいずれ再起するであろう」との指摘がある。

シャウプ勧告税制は、総合累進制の所得税、富裕税の新設、そして大型間接税たる取引高税の廃止など、直接税中心の税制＝応能負担の公平原則の確立を目指していた。それを支えた理念は、ほかならぬ日本の民主化であった。すなわち、直接税は意識する税であり、国民の政治的関心を高め、民主化に資するのに対し、「間接税は国民を政治から遠ざける」と。

このシャウプ勧告の理念は、富裕者の社会的責任や税制の所得再配分機能の重視、そして

「地方自治＝民主主義の学校」の立場から、地方自治体の財源確保の優先に連なっている。

② 日本人の「税金感覚」

シャウプ使節団は、日本各地で行ったヒアリングを通じて、日本人の「税金感覚」に触れ、強い印象を受けた。「われわれが公平の追求に重点を置いていることに対し、驚きを与えている」と。

この「驚き」という言葉に、当時の日本人の「税金感覚」が表れている。つい数年前まで、「天皇制国家の臣民」であった日本人にとって、税金とは「お上に捧げるもの（上納）」で、「税負担の公平＝応能負担原則」、つまり「税金の民主主義原則」など思いもよらないことだった。もちろんその観念は、徴税当局にも欠如していた。当時の平田敬一郎大蔵省主税局長は述懐している。「税金と民主主義が関連する…そういう意識はまるでなかった」と。

しかしシャウプ使節団は、ヒアリングなど実際の経験から受けた、日本人の「税金感覚」を、必ずしも否定的にとらえてはいない。

「われわれは租税法規の公平かつ能率的な施行、および日本の納税者の高度な納税協力を得るための困難は必ずしも不可避なものではないとの確信を得た。」そこで「業者や富裕な納税者が記帳を励行し、公平の問題を論究することを辞さない…という最新の税制を勧告した。…この方向を進むならば、日本は今後数年内に、おそらく世界で最もすぐれた租税制度をもつことができよう」と。

③ 富裕者の「税逃れ」を防ぐ措置

シャウプ勧告の序文には、「報告の一部分のみを取り入れることによって生ずる結果につい

ては、責任を負わない」とある。勧告が、「ばらばらな措置」ではなく、「一つの租税制度」であることが強調されている。

マッカーサー元帥の吉田首相宛て書簡、「これは全体として採り上げれば、日本の中央と地方政府の財政の基礎を健全にし得る内容をもっている」。その返書で吉田首相も、「これを全体として採り入れて初めてシャウプ博士の意図されるが如き合理的にして公正なる税制の基礎たり得ることを十分に了承しております」。

確かに勧告事項は相互に関連した一つのシステムを成していて、そのことにより「税逃れ」を防ぐ仕組みになっていた。この仕組みの結節点となったのが、キャピタル・ゲイン（資産価値の増加分）に対する全額課税である。

しかし1950年の第二次勧告では、キャピタル・ゲインの把握など所得税の総合課税に必要な、株式名義書換えの強制や銀行預金者の異常取引報告等、税務行政上の実施措置が欠落していた。つまり、勧告を「全体として採り入れる」とした当初の方針が破られた。

なぜそうなったか。米政府の意向を受けて、総司令部側に方針転換があったためである。

2 シャウプ勧告税制の「修正」（1952年）

① アメリカの政策転換

シャウプ勧告から1年の間に、米ソ冷戦体制の下、アジアでは1949年の中華人民共和国成立、1950年の朝鮮戦争勃発という大きな情勢変化が生じた。それがアメリカの対日政策の転換につながった。「民主化・非軍事化」政策から、「日本再軍備」への転換である。シャウプは後に、この対日政策の転換を、「アメリカ政

治の保守化」と結びつけている。

アメリカの政策転換は、占領下の日本では謀略事件を伴った。折から労働争議中の国鉄を舞台に、下山事件、三鷹事件、松川事件などが続発するなか、広い分野でレッド・パージが強行された。松本清張は、これらの事件を「日本の黒い霧」と名付け、その背後に占領軍の謀略部隊がからんでいることを告発している。

いわゆる逆コースの時代を迎えるなか、日本側も官界・財界・学界が一体で、シャープ勧告税制の「修正」に動く。その黒幕は誰だろう、池田勇人蔵相その人だった。彼は本来、「シャープ勧告は不要」(『均衡財政』1952年、実業之日本社)という考えの持ち主で、キャピタル・ゲインの把握は無理などと公言していたといわれる。

② 日本租税研究協会

日本租税研究協会は、シャープ使節団の来日を機に設立され、今も続いている。会員の主体は租税に関心の深い財界人で、学者、官僚などが加わっている。初代会長の汐見三郎(京都大学教授)が、「研究成果を国会における法案審議に反映せしめる」と述べたように、税制について、強い政治的影響力をもつ団体である。

同協会の大会での論議を見ると、シャープ勧告税制の直接税中心主義に対する反対、つまりは間接税に重点を置くべきとする主張が一貫して出ている。注目されるのは、そういう主張で指導的役割を演じているのが、松隈秀雄、山田義見、大矢半次郎など、財界に天下りした元大蔵高級官僚、すなわち池田勇人蔵相の先輩筋に当たる人物達だったことである。

「終戦後、全然違った社会に妥当している原則をそのまま適用された。その最後がシャープ

税制。…とにかく外来的的思想、それは払拭して、あらためて出直したい。根本がそれ」(山田義見・日本勧業銀行)。「何とかして間接税の比率を重くする。せつかく起こした取引高税をやめる必要はなかった。織物消費税も、通行税も残してよかった。軽税を広く課するのが良い税制。シャープさんの言うことを聞いたのは、ばかなことをした」(松隈秀雄・中央酒類会社)。「支那事変が始まった時に、ドイツやフランスから来た人が言いましたね。お前のところは、よく取引高税、売上税なしで国の財政がやって行けるのだね、奇跡だね、と」(山田義見)。「わが国の現状では、なお無記名預金と源泉選択課税は過渡的措置として必要である」(大矢半次郎・農林中央金庫)。

本来の財界人も、遠慮ない物言いである。

「所得税は軽減して資本蓄積に役立たせ、今後増徴しようという場合には、間接税を十分考慮に入れなければならない」(金子佐一郎・十条製紙)。「売上税が一番よけいとれる。一番公平だ」(原安三郎・日本化薬)。「理論は別として、現実には法人の社内保留が、資本蓄積の最も確実な方法。法人の税負担を一時的に軽減して、資本蓄積を奨励することが、将来の大きな担税力を培養する」(原吉平・大日本紡績)。

学者の発言は、これらの主張を裏書きするかのようである。

「戦災、農地改革、財閥解体等により、日本国民間の富の分配関係が平等化した。現在の日本では、直接税も間接税も大衆課税の色彩が強い。当分の間は、納税に便な間接税を中心にせよ」(井藤半弥・一橋大)。「我が国の現実の経済状態は、所得税中心の税体系に適しない」(武田隆夫・東大、木村元一・一橋大)。「理想としては直接税中心主義だが、我が国の現状で

実施すると、矛盾が多い。総合課税に例外を設けること、間接税の相対的増大、富裕税を廃止して所得税の最高税率を上げる」（汐見三郎・京大）。

③ シャープ勧告税制の「修正」

実施から3年後、富裕税が廃止となり、所得税の総合累進制が骨抜き（利子所得等の分離課税）となり、法人税に対しては、戦時中に軍需会社の租税の減免に適用された租税特別措置法の活用が図られる。

1954年の大会で、松隈秀雄の発言。「朝鮮事変のブームに際し、所得税減税の財源という意味において、法人税の税率35%を引き上げて42%にした。…事変後ブームは去ったが、法人税の税率は容易に引き下げられない。…政府は、各種の準備金、積立金の制度を拡充する等の租税特別措置を講じて、一般税率の引き下げに代えた。日本は資本蓄積のための特別措置が、すでにある程度行き過ぎている」。

3 消費税導入までの経過

① 消費税導入前史

大型間接税導入に対する財界人の執念が具体化するのが、1956年12月、政府税制調査会として初めての「売上税の創設」答申である。この臨時税制調査会長が、財界人の原安三郎（日本化薬社長）であった。しかし1950年代後半からの高度成長期は、「個人所得税や法人税の自然増収」が多額に生じ、むしろ減税が租税政策の中心となったこともあり、「売上税の創設」は見送られる。

高度成長期の政府税調答申では、総じて一般消費税の導入に否定的であり、むしろ消費税の

難点「逆進性、中小企業の転嫁困難、物価騰貴、税務行政上の困難」などが強調されている。とはいえ、「特段の財政需要」や「よほどの理由」の生じる場合に備えて、この税の研究は怠らず続けられていた。実際に1970年9月、政府税制調査会は木下和夫、貝塚啓明氏らを欧州に派遣し、付加価値税の状況を調査させている。その報告では、EEC型の付加価値税がもっとも優れている、という結論になっていた。

政府税制調査会の論調が変わるのは、翌1971年の答申からで、「ヨーロッパ諸国の付加価値税をモデルに、わが国の実態に合うように工夫する」となる。

続く1972年、シャープ使節団のメンバーのうち、シャープ教授とカリフォルニア大学のサリー教授の二人が、大蔵省の招きで来日している。大蔵当局は、付加価値税導入に向けて、シャープ教授らの権威を利用する積りだったと思われる。しかし、その思惑は外れた。日本側の貝塚啓明、木下和夫、藤田晴氏などの学者が唱える、付加価値税導入の必要論が、シャープとサリーの両教授によって、ほぼ完全に論破されてしまうからである。（中橋敬次郎編『付加価値税等をめぐる欧米税制の動向と背景』1975年）

シャープ教授の発言。「消費税は公平の観点からは問題である。零細企業や農業への課税に難点がある。金融機関非課税が社会的にどう受け取られるか。欧州諸国は旧来の不完全な売上税に代えて、付加価値税を導入したが、これは間接税の改善として支持できる。」

サリー教授の発言も示唆的である。「全体として、日本の税制はシャープ勧告以後、益々投資促進、資本蓄積優遇、したがって相対的に消費に依存してきた。…一見、奇妙に聞こえるが、

日本の消費者が相対的に重い税負担を負っている。この状態のもとで、消費に対する一般税として付加価値税を導入すべきであろうか。」(p340)

そしてシャウプ教授は、「もし今、シャウプ勧告を出すとしたら」の問いに対し、「所得税の最高税率を 50 % に抑え、富裕税をつくる。企業の内部留保に 1 % の留保金課税。配当や譲渡所得に対する優遇措置をやめる」と答えている。(p382)

② 一般消費税導入の挫折と第二臨調路線

1979 年、当時の自民党・大平内閣が一般消費税を導入しようとして失敗。この後が、「増税なき財政再建」を掲げた第二臨調路線の出番となる。これは、「何よりもまず歳出の徹底的削減によって財政再建を行うべきであり、全体としての租税負担率の上昇をもたらすような税制上の新たな措置はとらない」というものだった。

つまり「増税なき」の意味は、従来の税制のままでの増税はしない。増税するとすれば、税制改革＝直間比率の変更による、すなわち大型間接税の導入という含みである。

「歳出の徹底的削減」という第二臨調路線を体現したのが、臨調会長・土光敏夫（経団連元会長）である。土光会長の行革哲学は、「グループ 1980 年」の論文、「日本の自殺」（「文芸春秋」1975 年 2 月号）に負っていた。その要点は、「国民が自立の精神と気概を失うとき、その国家は滅亡するほかない。福祉の代償の恐ろしさはこの点にある。」

そして第二臨調は 1981 年、「真に救済を必要とする者を除き」、国民に「自立・自己責任」を求め、社会福祉に関係する「行政の縮減・効

率化」、つまり社会保障関係費の抑制を答申した。その一方で、「日本の財政力を国内で無駄に使わず、外に向け、名誉ある国際的地位を得る」よう答申している。実際に 1984 年、中曽根首相は軍事費の 1 % 枠撤廃を米国に約束した。また、ODA は増額に次ぐ増額で、80 年代以降、久しく世界一の地位を占める。

③ 売上税と中曽根自民党総裁の「真情」

1987 年 2 月、「税制改革に関し私の真情をお聴き下さい」と題する手紙を添えて、中曽根自民党総裁の党大会での演説記録が、広くマスコミや大学関係者に送り付けられた。静岡大学でも、私を含め約 20 人の教官が受け取った。

私たちは中曽根演説について検討した結果、公開の返書を送ることにした。中曽根演説の内容がひどかったからである。「たとえ自民党内では、こういう演説が通用するとしても、静岡大学では通用しない、いや日本国民にも通用しないと言ってあげるのが親切ではないか」。そういう考えで、同じ学部の同僚と公開の返書をもとに、静岡市内で記者会見を行った。マスコミ各社の扱いは好意的で、期待を上回る反響だった。

私たちは静岡市内の業者の方々にヒアリングも行った。そのなかで印象深かったのは、売上税反対の業者が取引高税の苦い経験を話されたことだった。結局、中曽根内閣の売上税導入の試みも失敗した。消費税導入の実現は、次の竹下登内閣による様々な手練手管を必要としたのである。

4 消費税の導入（1989 年）による日本税制の変質

消費税（税率 5 %）は直間比率是正を理由に、

直接税の税率引下げ＝フラット化（法人税率 42 % → 37.5 %、個人所得税の最高税率 70 % → 50 %）のほか、物品税（大企業製品やぜいたく品に課税）廃止の代替財源を名目に導入された。

① 消費税（大型間接税）導入と公平理念の転換

1986 年に大型間接税導入を答申した、政府税制調査会の主張は次のようなものである。

我が国経済社会の構造は、「所得水準の大幅上昇」とともに「所得分布が著しく平準化し社会全体の均質化傾向」が進んでいる。その結果、「税制の所得再配分機能を考慮する必要性は、過去に比べて相対的に低下している」ので、「負担をできるだけ幅広く、薄く求めることが肝要」と。

この答申を取り上げた日本租税研究協会の 1986 年大会から、特徴的な主張を紹介する。岩田武夫・東芝相談役、「広く薄く」の理念は、課税最低限を下げる、大型間接税を創設すること。石弘光・一橋大教授、「画期的な点、所得税にフラット化という思想を織り込んだ」と新型間接税。西野嘉一郎・租研会長、「日本はもう福祉国家になりたくない。活力ある社会をつくらなきゃならぬ」。

そういうわけで、消費税導入は租税の公平理念の転換を伴っていた。シャープ勧告税制以来の「応能負担」の公平理念から、「租税は国民が社会共通の費用を広く公平に分かち合うもの」（1988 年、竹下内閣の税制改革法案要綱）への転換である。この公平理念の「転換」は、税制の所得再配分機能を軽視、あるいは否定するものといえる。見かねた加藤睦夫・立命館大教授が「見るも無惨な税制改革」と評しているほどである。

消費税導入以後、この流れが 21 世紀の今日に続いている。税調答申をもとに例示する。

2000 年答申。「広く負担を分かち合う観点から、…消費税の増税と個人所得税の様々な人的控除を廃止・縮小する。…課税最低限があまり高いことは望ましくない。」

02 年答申。「何よりも重要なのは、特定の人の税負担を重くするのではなく、できるだけ多くの人に何らかの形で負担してもらうことである。」「法人税は基幹税からはずす。企業には選挙権がないから」。(石・税調会長)

03 年答申。消費税の税率二桁を書き込んだ石弘光・税調会長、「どうせ税を支払わねばならないなら、痛みなく取ってもらいたいというのが、日本人の性癖」。

04 年答申。配偶者特別控除を廃止。

05 年答申。老年者控除を廃止。「高齢者は決して社会的弱者でなくなってきた」。

その一方、「個人所得税の最高税率を上げると、高額所得者の海外逃避や勤労意欲の減退など、社会全体の活力が失われる」。

② 政権が代わっても、消費税増税は変わらない

2009 年の総選挙の結果、民主党政権に代わったものの、税制のこの流れは変わらない。民主党政権は、「国民皆が分かち合う」という租税理念を、無批判に踏襲したばかりか、その選挙公約に反して、消費税増税へ踏み切る。

消費税増税の旗を振った、民主党政権 2 代目の菅直人、3 代目の野田佳彦が、共に財務大臣を経た上で首相になっているのは偶然でない。野田首相などは、消費税増税へ首相の「勇気」を求めるマスコミの合唱に励まされ、「ネバー・ギブアップ」と見得を切る始末だった。

民主党政権がお膳立てした消費税増税は、

2012 年 12 月に代わった安倍・自公政権の手で、2014 年 4 月、8 % に税率が引き上げられ、さらに税率二桁の 10 % を窺う構えで、まさに消費税増税大連立という政治状況にある。

③ 安倍内閣の法人税減税

2014 年末、2015 年度の与党税制改正大綱が発表された。全国紙の報道では、「安倍印」、「官邸主導」を強調する記事が目立った。財政再建を建前とする自民党税調や財務省を、法人実効税率の引下げにこだわる安倍首相が押し切ったという構図である。

そして法人税減税は、「15 年度は税率引き下げを先行。法人実効税率 34・62 % を 15 年度に 32・11 %、16 年度に 31・33 % に、以降の税制改正でも 20 % 台まで下げををめざす」。この減税の財源は、「一部の黒字企業に負担が偏る状況を改め、負担を分かち合う構造に改革する」と、お得意の「分かち合う」論が登場し、赤字企業を標的に、「法人事業税の外形標準課税の拡大」である。しかし財界がめざす究極の減税財源は、消費税増税である。

④ 財界の提言

財界にしてみれば、法人実効税率引き下げは、実質減税でなければならない。その代替財源に、かれらが既得権とみなす租税特別措置の縮小や廃止を当てるのは許されない。外形標準課税の拡大くらいでは、たかが知れている。とすれば、行き着く先は消費税増税しかない。

そういう主張を例示しよう。

2012 年 5 月。経団連の政策提言…「日本経済の成長促進のため、法人実効税率を 20 % へ下げ、消費税率を 10 % 台後半（2025 年までに 19 %）へ上げる」。

2012 年 7 月。経済同友会のアピール、「復興と成長への決断と実行」と題し、「消費税を 17 % まで引き上げること」を求めた。

2013 年 9 月。経済財政諮問会議で民間議員の発言…「法人税率の引き下げは、消費税率を上げることによって広がったスペースを利用してできるのではないか」。

2014 年 5 月。日本経済研究センターは、「法人税率の 10 % 引き下げで、法人税収が年 5 兆円減少する分は、消費税を 12 % に上げて賄うべきだ」との考えを示した。

2014 年 6 月。経団連の榊原会長。法人実効税率の引き下げについて、「一番大事なのは、増税で帳消しになるのを避けることだ」。

⑤ 消費税導入後の租税構造の変化

消費税導入後、所得税や法人税など直接税の減税により、国税の租税構造は大きく変化している。1991 年から 2013 年までの約 20 年間で、直接税の比率の変化を、米、英、独、仏、伊など主要国と比べてみると、日本の激変ぶりが目立つ。この傾向はさらに進みそうだ。

日 73 → 55、米 90 → 93、英 57 → 56、独 50 → 44、仏 41 → 43、伊 56 → 54（%）
（あんどろ みのもる・会員・静岡大学名誉教授）